

さいたま市ふるさと応援基金条例をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, written in a cursive style, which reads "清水 正人" (Shimizu Masahito).

さいたま市条例第9号

さいたま市ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項に規定する寄附金をいう。）及び企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3の規定により課税の特例の適用があるものとされた寄附として受けた寄附金をいう。）による寄附を行った者の意向に沿った事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、さいたま市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

- (1) 前条の設置目的に対する寄附金のうち、市長が適当と認める額
- (2) 市の積立金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、寄附を行った者の意向に沿った事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。